

## 長野県パートナーシップ届出制度の概要

### (1) 制度の趣旨

誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す。

### (2) 制度の基本設計

- ア) 性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届出
- イ) 県は、届出があったことを証明（戸籍や住民票の記載が変わることはない。）
- ウ) 利用対象者は、少なくとも一方が性的マイノリティである2人であること

### (3) 届出対象者の要件

- ア) 双方が成年であること
- イ) 双方がともに婚姻をしていないこと
- ウ) 双方がほかの者とパートナーシップ関係にないこと
- エ) 双方が民法により婚姻をできない関係にないこと（直系血族や三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）
- オ) 少なくとも一方が県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること

### (4) 届出の方法等

- ア) 届出書等の必要書類を県（県民文化部人権・男女共同参画課）へ提出
- イ) プライバシー確保に配慮し、電子申請、郵送、Web 会議システムを利用
- ウ) 県は届出が要件を満たしていると認めるとき、届出受領証等を交付
- エ) 届出受領証等に子（パートナーいずれかの実子・養子）の氏名等を記載可能

### (5) 制度に対応する行政サービスの提供等

- ア) 県は制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供
- イ) 県内市町村のパートナーシップ制度に基づき交付された受領証等は、県の届出受領証等とみなして県の行政サービスを提供

### (6) 施行期日

令和5年8月1日から施行（届出受領証等を交付開始。なお、7月10日から届出可能）

### (7) 県民への周知

資料No1-4により、周知していく。